

児童見守りシステム

協力者通信



令和5年2月号 品川区地域活動課生活安全担当

1. 協力者駆けつけ模擬訓練について

緊急通報があった際、実際にどのような流れで子ども達を見守っていただくのかを確認していただくため、10月24日（月）、25日（火）、26日（水）、28日（金）および11月18日（金）の5日間にわたり、品川、大井、大崎、荏原、八潮の5地区において、発報場所から一定の範囲内の住所でご登録いただいている協力者の方（緊急通報に関する連絡先が固定電話等である方）を対象に、協力者駆けつけ模擬訓練を実施いたしました。

平日日中のお忙しい時間帯にもかかわらず、3名の方にご参集いただきました。ご協力を賜りまして、まことにありがとうございました。今後とも、緊急の連絡が入った際には参集のご協力をお願いいたします。

◆登録内容の変更について

緊急事案の際にメールが届かないことのないよう、メールアドレス等が変更になった場合は変更の届出をお願いします。

お手続きについては、裏面の3でご案内のとおりです（品川区ホームページから電子申請も可能です）。また、緊急通報に関する連絡先をメールアドレスにされている方は、”mamorucchi@shinagawa-anzen.jp”からのメールを受信できるように設定をお願いします。

現在まで実際に協力者の方に緊急連絡をしたことはありませんが、緊急事案は、いつ・何処で起こるかわかりません。今後も定期的に駆けつけ模擬訓練を実施する予定ですので、適切な連絡先の登録および緊急連絡の際の参集にご協力をお願いいたします。



2. 令和4年度の発報状況について

(令和4年4月から令和5年1月末まで)

「まもるっち」の総発報件数は10か月間で **74,323件**でした。その内、児童が「まもるっち」を間違えて引っぱったことなどにより、「まもるっちセンター」が対応した誤報は **57,684件**にのぼり、緊急事案については**9件**ありました。また、緊急事案にまで至らなかった事案についても、保護者・教員・生活安全サポート隊が現場へ駆けつけることにより解決に至っており、協力者の方に対応を依頼する事態に発展した事案はありませんでした。

3. ご登録内容に変更があった場合は「変更届」を提出してください

登録内容（住所や緊急通報に関する連絡先等）に変更があった場合は、「児童見守りシステム（まもるっち）協力者変更届」をご提出ください。なお、区からの郵送物が宛先不明で返戻された場合は、登録を取消させていただきますので、ご了承ください。

また、協力者を辞退される場合は、「児童見守りシステム（まもるっち）協力者辞退届」をご提出ください。

いずれも用紙は、地域活動課にございます。また、品川区ホームページから電子申請で届け出ることもできます。スマートフォンをご利用の方は、下記QRコードから電子申請のページへ進むことができます。



個人(変更用)
はこちらから



事業所(変更用)
はこちらから



個人・事業所(辞退届)
はこちらから

【問い合わせ先】

品川区役所地域活動課 生活安全担当 電話 5742-6592